

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和2年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和3年10月版）」として、令和3年10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版	(旧) 令和2年10月版	頁 新(旧)												
<p><b>1-10 情報化施工</b></p> <p><u>10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、北海道建設部の「建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針」及び「情報化施工の実施方針」の最新版により、3次元計測技術を用いることを原則とする。</u></p> <p><u>〔注〕10,000m<sup>3</sup>以上の土工とは、土の移動量の計が10,000m<sup>3</sup>以上のものとする。</u></p> <p><u>例：掘削土量5,000m<sup>3</sup>、盛土土量5,000m<sup>3</sup>の工事は10,000m<sup>3</sup>と数える。</u></p>	<p><b>1-10 情報化施工</b></p> <p>1. 10,000m<sup>3</sup>以上の土工を含む工事のうち、下記 表1-1にある工種については、原則、トータルステーション（以下、「出来形管理用TS*」という）による出来形管理技術を使用する。</p> <p>ただし、漁港関係工事は除くものとする。</p> <p>〔注1〕出来形管理用TSによる出来形の測定方法は出来形管理用TS（プリズム方式）として、下記要領に基づき実施する。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 （平成30年3月）</p> <p>〔注2〕10,000m<sup>3</sup>以上の土工とは、土の移動量の計が10,000m<sup>3</sup>以上のものとする。</p> <p>例：掘削土量5,000m<sup>3</sup>、盛土土量5,000m<sup>3</sup>の工事は10,000m<sup>3</sup>と数える。</p> <p>※ 出来形管理用TSとは、現場での出来形の計測や確認を行うために必要なTS、TSに接続された情報機器（データコレクタ、携帯可能なコンピュータ）、及び情報機器に搭載する出来形管理用TSソフトウェアの一式のことである。広義の意味で、周辺ソフトウェア（基本設計データ作成ソフトウェア、出来形帳票作成ソフトウェア）も含めて称する場合もある。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 情報化施工の適用工種区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">編</th> <th style="width: 10%;">章</th> <th style="width: 20%;">節</th> <th style="width: 60%;">工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1. 共通編</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">4. 土工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3. 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="text-align: center;">2. 掘削工（切土工）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 盛土工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4. 道路土工</td> <td style="text-align: center;">2. 掘削工（切土工）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 盛土工 （路体・路床盛土工）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（土木工事施工管理基準の工種区分より）</p> <p>2. 受注者は、具体的な工事内容及び対象範囲を工事監督員と協議するものとする。また、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。</p> <p>3. 受注者は、情報化施工に使用する機器類を調達すること。</p> <p>4. 受注者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要なデータを作成するものとする。工事監督員は、情報化施工用データの作成に必要な詳細設計において作成した電子データを受注者に貸与する。また、工事監督員は、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等で作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。</p> <p>5. 受注者は、使用する情報化施工機器に入力した情報化施工用データと施工後情報化施工機器が取得したデータ一式を工事監督員に提出すること。</p> <p>6. 受注者は、施工合理化調査やアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。</p> <p>7. 受注者は、設計図書に定めのない事項について、工事監督員と協議するものとする。</p>	編	章	節	工種	1. 共通編	4. 土工	3. 河川・海岸・砂防土工	2. 掘削工（切土工）	3. 盛土工	4. 道路土工	2. 掘削工（切土工）	3. 盛土工 （路体・路床盛土工）	<p>II - 8 (8)</p>
編	章	節	工種											
1. 共通編	4. 土工	3. 河川・海岸・砂防土工	2. 掘削工（切土工）											
			3. 盛土工											
		4. 道路土工	2. 掘削工（切土工）											
			3. 盛土工 （路体・路床盛土工）											

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版	(旧) 令和2年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-11 3次元データによる出来形管理</b></p> <p><u>1. 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」又は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」によるものとする。</u></p> <p><u>2. 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」又は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」によるものとする。</u></p> <p><u>3. ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</u></p>		<p>II - 8 (8)</p>



北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版							(旧) 令和2年10月版							頁			
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)										新(旧)			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験(多サイクル確認試験)、確認試験(1サイクル確認試験)の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。				その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験(多サイクル確認試験)、確認試験(1サイクル確認試験)の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
変更無し																	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版

(旧) 令和2年10月版

頁

## II 土木工事施工管理基準

### 3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 抑止アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノ日			
			モルタルのフロー値試験	JSCF-F521-2018	10~18秒 Pフロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアル)による	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	・グラウンドアンカー工に適用する。 ・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・適性試験(多サイクル確認試験)に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	・グラウンドアンカー工に適用する。 ・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験(多サイクル確認試験)、確認試験(1サイクル確認試験)の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			
40 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	
			定着材のフロー値試験	JSCF-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・計測	設計図書による。	材料入荷時			
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回及び施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	根拠探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。					
42 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			土の一軸圧縮強度試験(改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。			
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。			
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。			
		土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。				
		施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。試験採取器又はボーリングコアで採取された改良体上・中・下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	1. 実施頻度は、工事監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
				土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。試験は改良体について上・中・下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	実施頻度は、工事監督員との協議による。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 抑止アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノ日		変更無し
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		II-196(196)
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	・グラウンドアンカー工に適用する。 ・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	変更無し
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・適性試験(多サイクル確認試験)に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	・グラウンドアンカー工に適用する。 ・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	変更無し
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験(多サイクル確認試験)、確認試験(1サイクル確認試験)の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		変更無し
II-235								
II-237								



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版	(旧) 令和2年10月版	頁 新(旧)
<b>II 土木工事施工管理基準</b>	<b>9 写真管理基準</b>	
<b>9-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、 <u>北海道建設部土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準（令和2年10月版） 9 写真管理基準 9-14</u> フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）を <u>参考に工事監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</u>	<b>9-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）による。	II - 354(354)
<b>9-3 工事写真の撮影基準</b> 工事写真の撮影は、以下の要領で行う。 (1)～(2) (省略) なお、小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 _____ 国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 (省略)	<b>9-3 工事写真の撮影基準</b> 工事写真の撮影は、以下の要領で行う。 (1)～(2) (省略) なお、小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月 国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 (省略)	II - 354(354)
<b>9-6 撮影の仕様</b> 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。 <u>_____</u> _____ (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)	<b>9-6 撮影の仕様</b> 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)	II - 355(355)
<b>9-8 整理提出</b> 1. (省略) 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、 <u>_____「北海道建設部土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準（令和2年10月版） 9 写真管理基準 9-14</u> フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	<b>9-8 整理提出</b> 1. (省略) 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	II - 356(356)



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版	(旧) 令和2年10月版	頁 新(旧)
<p><b>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</b>  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」</u>による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。                      (省略)</p>	<p><b>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</b>                      「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。                      (省略)</p>	<p>II - 356(356)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)	
<b>9-11 撮影箇所一覧表</b>				<b>9-11 撮影箇所一覧表</b>				II - 357(357)	
区分	工種	写真管理項目		摘要	区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕		着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕			完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕		施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不 要
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜 〔施工中〕				適 宜		
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。		不 要		工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。			
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕			代表箇所1枚			
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不 要	工事施工協議簿に添付する。	
		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕				ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用した全ての画像		
		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)におけるTS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS、地上型レーザースキャナーを(TLS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、地上移動体搭載型レーザースキャナー」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕				ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)		
<b>9-12 撮影箇所一覧表 (品質管理)</b>				<b>9-12 撮影箇所一覧表 (品質管理)</b>				II - 363(363) 諸基準の追加		
番号	工種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度 [時期]	概要	番号	工種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度 [時期]	概要	
29	ガス切断工 (施工)	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]		29	ガス切断工 (施工)	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ					ノッチ深さ			
		スラグ					スラグ			
		上縁の溶け					上縁の溶け			
		平面度					平面度			
		ベベル精度					ベベル精度			
真直度	真直度									
30	溶接工 (施工)	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]		30	溶接工 (施工)	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験					型曲げ試験			
		衝撃試験					衝撃試験			
		マクロ試験					マクロ試験			
		放射線透過試験					放射線透過試験			
		突合せ継手の内部きずに対する検査					突合せ継手の内部きずに対する検査			
		外観検査					外観検査			
		曲げ試験					曲げ試験			
ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスラット ドジベルについて[試験実施中]									
31	場所打ち杭 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		31	場所打ち杭 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
32	ホーステンPC桁 (施工)	コンクリートのPS導入可能圧縮強度	試験毎に1回 [試験実施中]		32	ホーステンPC桁 (施工)	コンクリートのPS導入可能圧縮強度	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		グラウトのコンシステンシー					グラウトのコンシステンシー			
		グラウトの温度					グラウトの温度			
		グラウトのフリージング率、膨張率					グラウトのフリージング率、膨張率			
		グラウトの圧縮強度					グラウトの圧縮強度			
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]		33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験					土の一軸圧縮試験			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版					(旧) 令和2年10月版					頁 新(旧)
<b>9-13 撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> 撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 5</span>					撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 5</span>					II - 368(368)
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						法 長 厚 さ (ブロック)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						法 長 厚 さ (石積・張)	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)</u> 」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)</u> 」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕			
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)</u> 」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「 <u>地上型レーザーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)</u> 」、「 <u>地上移動体搭載型レーザーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)</u> 」、「 <u>T S(ノブリス)方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)</u> 」(以下、「舗装工の情報化施工」と呼ぶ。)により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版		(旧) 令和2年10月版		頁 新(旧)			
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 6		<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 6		II - 369(369)			
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共	3 二工	6 一装工	5 アスファルト舗装工	3 基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4 表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3 基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4 表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕	
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 7</span>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 7</span>				II - 370(370)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4 コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
					ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
					鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4 コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
					ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
					鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事1回 〔整正後〕		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
No. 8				No. 8				II - 371(371)
編	章	節	条	工 種	写真管理項目		摘 要	
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5 転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕		
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6 転圧コンクリート版工 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕		
					厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一施工	6 一舗装工	6 コクリート舗装工	7 転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート 、プライム ムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8 転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、舗装工の情報 化施工により厚さある いは標高較差を管理 する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 9				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 8				II - 372(371)
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
平坦性	1工事1回 〔実施中〕							
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚
					鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					横膨張目地部 のフェルバーク 寸法、位置	1施工箇所 に1回 〔据付後〕		
					縦そり突合せ目地部・ 縦そりタイ 目地部のフェ ルバーク寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				II - 372(372)
9				9				No.
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕	
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
平坦性	1工事に1回 〔実施中〕							
1 共通編	3 一施工	6 一舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚
					鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					横膨張目地 部がウエルハ ー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
					縦そり突合 せ目地部・ 縦そりタイ 目地部がウ ェルハ ー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					目地段差	1工事に1回		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 10</span>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 10</span>				II - 373(373)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕		
					厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		
					整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3 基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3 基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 11</span>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 11</span>				II - 374(374)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2 路床安定処理工	路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3 置換工	置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	1 サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	2 サンドマット海上	法 長 天端幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 パイルネット工	パイルネット工	厚 さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7 8	バーチカルドレーン (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式 サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	代表箇所 各1枚	
					杭 径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
					砂の投入量	全数量〔打込前後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 1/2 固結工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭 径 深 度	1 施工箇所に1回 〔打込後〕 <span style="color: red; font-size: small;">ただし、(スラリー攪拌工)において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。</span>		
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5 1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変 位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
					数 量	全数量〔打込後〕		
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5 2	アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
					配置誤差	1 施工箇所に1回 〔施工後〕		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版				(旧) 令和2年10月版				頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 12				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> No. 11				II - 375(374)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3 固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> 、又は施工延長 40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1回 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)表層安定 処理等・固結工(中層混合処理 編)」により出来形管理に関わる 写真管理を省略できる。		
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭 鋼矢板)	変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前〕 全数量 〔打込後〕	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	アンカー工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔削孔後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	連節ブロック張り工	法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	締切盛土	天端幅 法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	5	中詰盛土	出来ばえ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 D: 杭径	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	1	サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	2	サンドマット海上	法長 天端幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン 工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込み前 後、施工中〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	8		締め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	杭径 位置・間隔 砂の投入量	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込後〕 全数量〔打込前後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌 工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕 代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭 鋼矢板)	変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所 に1回〔打込前〕 全数量〔打込後〕	代表箇所 各1枚
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	アンカー工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔削孔後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版					(旧) 令和2年10月版					頁 新(旧)
撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 13</span>					撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 13</span>					II - 376(376)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘 要			
					撮影項目	撮影頻度 [時期]				
1 共通 編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2	掘削工 (切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影			
					法 長	200m又は1 施工箇所 に1回 [掘削後]				
					※右のいずれかで撮影する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」</u> による場合は1 工事1 回による場合は1 工事1 回 [掘削後]					
					<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</u>					
1 共通 編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	3	盛土工 築 堤	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影			
					締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 [締固め時]				
					法 長 幅					
					※右のいずれかで撮影する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」</u> による場合は1 工事1 回 [施工後]					
					<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</u>					
編	章	節	条	種	写真管理項目			摘 要		
					撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度			
1 共通 編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2	掘削工 (切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影		
					法 長	200m又は1 施工箇所 に1回 [掘削後]				
					※右のいずれかで撮影する。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」(以下、「土工の情報化施工」と呼ぶ。)による場合は1 工事1 回による場合は1 工事1 回 [掘削後]					
1 共通 編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	3	盛土工 築 堤	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影		
					締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 [締固め時]				
					法 長 幅					
					※右のいずれかで撮影する。 土工の情報化施工による場合は1 工事1 回 [施工後]					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版					(旧) 令和2年10月版					頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 15</span>					<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 15</span>					II - 378(378)
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要			
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	掘削工 (切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムが必要な場合のみに撮影			
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 〔掘削後〕				
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	200m又は1施工箇所 〔掘削後〕  土工の情報化施工による場合は1工事1回 〔掘削後〕				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	盛土工 床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影			
					締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
					法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 〔施工後〕				
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔施工後〕  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(AV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	200mに1回 〔巻出し時〕  転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕  200m又は1施工箇所 〔施工後〕  土工の情報化施工による場合は1工事1回 〔施工後〕									
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5	整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	8	凍上抑制層	下層路盤工 と同じ	下層路盤工と同じ	代表箇所 各1枚			
1 共通編	5 無筋鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3	鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕	代表箇所 各1枚			
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	掘削工 (切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚			
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 〔掘削後〕				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	盛土工 床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚			
					締固め状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕  土工の情報化施工による場合は1工事1回 〔掘削後〕	200mに1回 〔巻出し時〕  転圧機械が変わる毎に1回 〔締固め時〕  200m又は1施工箇所 〔施工後〕  土工の情報化施工による場合は1工事1回 〔施工後〕									
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5	整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は1施工箇所 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	8	凍上抑制層	下層路盤工 と同じ	下層路盤工と同じ	代表箇所 各1枚			
1 共通編	5 無筋鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	3	鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕	代表箇所 各1枚			
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕				



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版					(旧) 令和2年10月版					頁 新(旧)						
撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 71</span>					撮影箇所一覧表 (出来形管理) <span style="float: right;">No. 71</span>					II - 434(434)						
編	章	節	条	種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	種	写真管理項目			摘要
					撮影項目	撮影頻度〔時期〕							撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
5	10	6	2	プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		5	10	6	2	プレキャスト躯体工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
5	11	3	2	管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕		5	11	3	2	管路工	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	
5	11	3	3	プレキャストボックス工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕		5	11	3	3	プレキャストボックス工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
5	11	3	4	現場打ちボックス工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		5	11	3	4	現場打ちボックス工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
5	11	4	2	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		5	11	4	2	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不 要	
5	13	4	3	路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕 <small>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回</small> 〔施工後〕		5	14	4	3	路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5	13	4	4	舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		5	14	4	4	舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5	13	4	5	オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕		5	14	4	5	オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕							タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					整正状況	200mに1回 〔施工後〕							整正状況	200mに1回 〔施工後〕		
5	13	4	6	路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎 500mに1回 〔施工中〕		5	14	4	6	路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎 500mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況 厚さ	各層毎 500mに1回 〔整正後〕							整正状況 厚さ	各層毎 500mに1回 〔整正後〕		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版										(旧) 令和2年10月版										頁 新(旧)
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 72</span>										<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b> <span style="float: right;">No. 72</span>										II - 435(435)
編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	項	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			
5	13	4	7		路上表層再生工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		5	14	4	7			路上表層再生工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕									平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
5	13	4	8		歩道舗装修繕工		1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		5	14	4	8		歩道舗装修繕工		1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。				
5	13	4	9		プレキャストRC舗装版工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		5	14	4	9		プレキャストRC舗装版工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
5	13	5	2		排水構造物修繕工	厚 さ 高 さ	1施工箇所に1回 〔修繕後〕		5	14	5	2		排水構造物修繕工	厚 さ 高 さ	1施工箇所に1回 〔修繕後〕	代表箇所 各1枚			
5	13	6	8		伸縮継手修繕工	厚 さ 幅 長	1施工箇所に1回 〔修繕後〕		5	14	6	8		伸縮継手修繕工	厚 さ 幅 長	1施工箇所に1回 〔修繕後〕	代表箇所 各1枚			
6	3	2	2		汚濁防止膜	設置位置	設置完了後		6	3	2	2		汚濁防止膜	設置位置	設置完了後	代表箇所 各1枚			
6	4	3	2		ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 岩盤浚渫(砕岩浚渫) バックホウ浚渫 陸上機械浚渫	深 さ 出来形 確認状況	適 宜 〔施工後〕		6	4	3	2		ポンプ浚渫 グラブ浚渫 硬土盤浚渫 岩盤浚渫(砕岩浚渫) バックホウ浚渫 陸上機械浚渫	深 さ 出来形 確認状況	適 宜 〔施工後〕	適 宜			
6	4	3	3			打込長さ 施工状況	適 宜 〔打込前後〕 〔施工中〕		6	4	3	3			打込長さ 施工状況	適 宜 〔打込前後〕 〔施工中〕	適 宜			
6	4	3	4			径、間隔、 施工位置	適 宜		6	4	3	4			径、間隔、 施工位置	適 宜				
6	4	3	5			材料投入量	適 宜 〔打込前後〕		6	4	3	5			材料投入量	適 宜 〔打込前後〕				
6	4	5	1		深層混合処理				6	4	5	1		深層混合処理						
6	5	3	2		床 掘り	深 さ 出来形 確認状況	適 宜 〔施工後〕		6	5	3	2		床 掘り	深 さ 出来形 確認状況	適 宜 〔施工後〕	適 宜			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和3年10月版	(旧) 令和2年10月版	頁 新(旧)
<p><b>削除</b></p>	<p><b>9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)</b> (本文省略)</p>	<p>II - (468~470)</p>
<p><b>9-14 デジタル工事写真の黒板情報電子化について</b> (本文省略)</p>	<p><b>9-15 デジタル工事写真の黒板情報電子化について</b> (本文省略)</p>	<p>II - 468(471)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 3節 共通の工種 吹付工 II - 20 (20)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$l < 3 \text{ m}$	-50	
						法長 $l$	$l \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						延 長 L	-200	

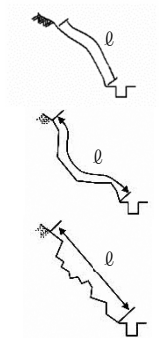
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    吹付工    II - 20 (20)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 $l$	$l < 3 \text{ m}$	-50
						$l \geq 3 \text{ m}$	-100	
						厚 さ $t$	$t < 5 \text{ cm}$	-10
						$t \geq 5 \text{ cm}$	-20	
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上		
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧)	令和	2年	10月	版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    植生工    II - 21 (21)																																										
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編</th> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 5%;">条</th> <th style="width: 5%;">枝番</th> <th style="width: 20%;">工 種</th> <th style="width: 10%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3">植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)</td> <td style="text-align: center;">切 土 法 長 ℓ</td> <td style="text-align: center;">ℓ &lt; 5 m  ℓ ≥ 5 m</td> <td style="text-align: center;">-200  法長の-4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">盛 土 法 長 ℓ</td> <td style="text-align: center;">ℓ &lt; 5 m  ℓ ≥ 5 m</td> <td style="text-align: center;">-100  法長の-2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">延 長 L</td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	1	3	3	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m  ℓ ≥ 5 m	-200  法長の-4%						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m  ℓ ≥ 5 m	-100  法長の-2%						延 長 L	-200	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 30%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																								
1	3	3	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m  ℓ ≥ 5 m	-200  法長の-4%																																							
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m  ℓ ≥ 5 m	-100  法長の-2%																																							
						延 長 L	-200																																								
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																													
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>																																															
<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>																																															

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    植生工    II - 21 (21)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切土法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-4%
						盛土法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -100 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-2%	
						延 長 $L$	-200	
	1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-4%
						厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$ -10 $t \geq 5\text{ cm}$ -20 <small>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。</small>	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

■適用すべき諸基準の変更



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    植生工    II - 21 (22)																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編</th> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 5%;">条</th> <th style="width: 5%;">枝番</th> <th style="width: 20%;">工 種</th> <th style="width: 15%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 10%;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">植生工 (植生基材吹付工)</td> <td style="text-align: center;"><math>l &lt; 5\text{ m}</math></td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><math>l \geq 5\text{ m}</math></td> <td style="text-align: center;">法長の-4%</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;"><math>t &lt; 5\text{ cm}</math></td> <td style="text-align: center;">-10</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;"><math>t \geq 5\text{ cm}</math></td> <td style="text-align: center;">-20</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td colspan="2" style="font-size: small;">但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;">延 長 L</td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> </tbody> </table>				編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	1	3	3	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	$l < 5\text{ m}$	-200	1	3	3	7	2	$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%							$t < 5\text{ cm}$	-10							$t \geq 5\text{ cm}$	-20							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。								延 長 L	-200
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																			
1	3	3	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	$l < 5\text{ m}$	-200																																																			
1	3	3	7	2		$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%																																																			
						$t < 5\text{ cm}$	-10																																																			
						$t \geq 5\text{ cm}$	-20																																																			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。																																																				
						延 長 L	-200																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 65%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 20%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 15%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">                     施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                      ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">                     施工面積 200㎡につき1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。                      検査孔により測定。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">                     1施工箇所毎                      ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			施工面積 200㎡につき1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。			1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																																													
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																								
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																																																										
施工面積 200㎡につき1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。																																																										
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																																																										

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    植生工    II - 21 (22)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切土法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-4%
						盛土法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -100 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-2%	
						延 長 $L$	-200	
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $l$	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-4%
						厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$ -10 $t \geq 5\text{ cm}$ -20 <small>但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。</small>	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    縁石工    II - 22 (23)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
					基 礎	幅 w (D)	-30	
						高 さ h	-30	
						根 入 れ 長	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基 基礎1基毎	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">H</div> <div style="text-align: center;">w (D)</div> <div style="text-align: center;">h</div> </div>	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    縁石工    II - 22 (23)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
				基礎	幅 w (D)	-30		
					高 さ h	-30		
					根 入 れ 長	設計値以上		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基 基礎1基毎	w (D)  H                      h	

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    3節 共通の工種    コンクリート面塗装工    II - 31 (32)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食 便覧II-82「表- II.5.5 各塗料 の標準使用量 と標準膜厚」の 標準使用量以 上
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅            w 厚            t 延            長    L	設計値以上 設計値以上 各構造物の規 格値による。
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高    ▽ 幅            w 高            さ    h 延            長    L	±30 -30 -30 -200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	t t   w	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	w   h	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版	第1編 共通編 3章 一般施工 3節 共通の工種 コンクリート面塗装工 II - 31 (32)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧II-82「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚 さ t 延 長 L	設計値以上 設計値以上 各構造物の規格値による。
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高 ▽ 幅 w 高 さ h 延 長 L	±30 -30 -30 -200	

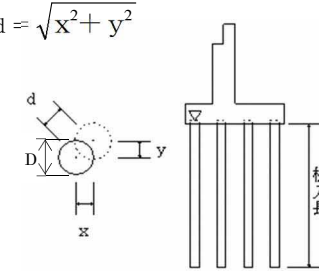
  

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		
	t t w	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
	w h	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

	第1編 共通編	3章 一般施工	4節 基礎工	法留基礎工	II - 32 (33)			測定基準	測定箇所	摘要	
(旧) 令和 2年 10月 版	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	測定項目	規格値	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							基準高▽	±30			
							延長L	-200			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	測定項目	規格値	全数について杭中心で測定。  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
							基準高▽	±50			
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
							傾斜	1/100以内			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	測定項目	規格値	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
							基準高▽	±50			
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径 D	設計径以上			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	測定項目	規格値	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
							基準高▽	±50			
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径 D	{設計径(公称径)-30} 以上			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	測定項目	規格値	全数について杭中心で測定。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						基準高▽	±50				
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	150以内				
						傾斜	1/50以内				
						基礎径 D	設計(公称径)以上※				

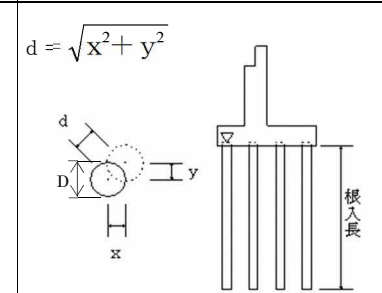


# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

	第1編 共通編	3章 一般施工	4節 基礎工	法留基礎工	II - 32 (33)			
(新) 令和 3年 10月 版	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	測定項目	規格値
							基準高 $\nabla$	±30
							延長 L	-200
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 $\nabla$	±50
							根入長	設計値以上
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内
							傾斜	1/100以内
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高 $\nabla$	±50
							根入長	設計値以上
							偏心量 d	100以内
							傾斜	1/100以内
						杭径 D	設計径以上	
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高 $\nabla$	±50
							根入長	設計値以上
							偏心量 d	100以内
							傾斜	1/100以内
							杭径 D	{設計径(公称 径)-30} 以上
	1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高 $\nabla$	±50
							根入長	設計値以上
							偏心量 d	150以内
傾斜							1/50以内	
基礎径 D							設計(公称径) 以上※	

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 5節 石・ブロック積（張）工 コンクリートブロック工 II - 34 (35)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロッ ク積) (コンクリートブロッ ク張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ (ブロック積張) $t_1$	-50	
						厚さ (裏込) $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	-100	
						延長 $L_1, L_2$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-100	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 5節 石・ブロック積（張）工 コンクリートブロック工 II - 34 (35)

(新) 令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロッ ク積) (コンクリートブロッ ク張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚 さ (ブ ロ ッ ク 積 張) $t_1$	-50	
						厚 さ (裏 込) $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	-100	
						延 長 $L_1, L_2$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-100	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

■適用すべき諸基準の変更

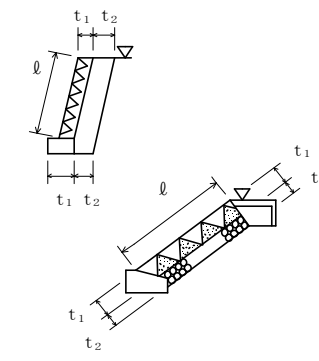
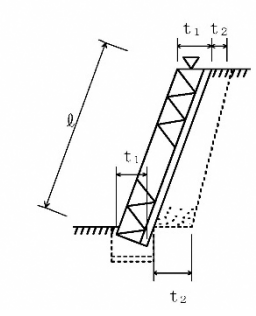
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 5節 石・ブロック積（張）工 緑化ブロック工 石積（張）工 II - 35 (36)

（旧）令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ（ブロック） $t_1$	-50	
						厚さ（裏込） $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	5		石積（張）工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ（石積・張） $t_1$	-50	
						厚さ（裏込） $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 5節 石・ブロック積（張）工 緑化ブロック工 石積（張）工 II - 35 (36)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ（ブロック） $t_1$	-50	
						厚さ（裏込） $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	5		石積（張）工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ（石積・張） $t_1$	-50	
						厚さ（裏込） $t_2$	-50	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 36 (37)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 36 (37)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 37 (38)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 37 (38)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）による事が出来る。	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 38 (39)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 38 (39)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m<sup>2</sup>に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工 II - 39 (40)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2
						幅	-25	-
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    6節 一般舗装工    アスファルト舗装工    II - 39 (40)								
								規 格 値	
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2	
						幅	-25	-	
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下	
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2	
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下	
							測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
■適用すべき諸基準の変更									

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 40 (41)

（旧）令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取寸法によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 40 (41)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 41 (42)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    6節 一般舗装工    コンクリート舗装工    II - 41 (42)								
								規 格 値	
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	- 8	
						幅	-50	—	
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 42 (43)

（旧）令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    6節 一般舗装工    コンクリート舗装工    II - 42 (43)								
								規 格 値	
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	- 3	
						幅	- 25	-	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	- 20	- 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 43 (44)

令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 43 (44)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/n㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 44 (45)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 44 (45)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 45 (46)

（旧）令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。
		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    6節 一般舗装工    コンクリート舗装工    II - 45 (46)									
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均		
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	- 8		
						幅	-50	—		
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは、掘り起こして測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 46 (47)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

1 編 共通編    3 章 一般施工    6 節 一般舗装工    コンクリート舗装工    II - 46 (47)

（新）  
令和  
3年  
10月  
版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一般 施工 工	6 一般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一般 施工 工	6 一般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編    3章 一般施工    6節 一般舗装工    コンクリート舗装工    II - 47 (48)																																																																		
(旧) 令和 2年 10月 版	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">編</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">章</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">節</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">条</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">枝番</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">工 種</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">測定項目</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">規 格 値</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">個々の測定値 (X)</th> <th style="width: 5%;">10個の測定値の平均 (X<sub>10</sub>) ※面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)</td> <td style="text-align: center;">厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-15</td> <td style="text-align: center;">-4.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">-35</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平 坦 性</td> <td></td> <td style="text-align: center;">転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;">目地段差</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">± 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">16</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)</td> <td style="text-align: center;">厚さあるいは標高較差</td> <td style="text-align: center;">-32</td> <td style="text-align: center;">-4.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平 坦 性</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: center;">目地段差</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">± 2</td> </tr> </tbody> </table>										編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	幅	-35	—	平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下							目地段差	± 2		1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下							目地段差	± 2	
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																																										
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均																																																									
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5																																																									
							幅	-35	—																																																									
							平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下																																																									
							目地段差	± 2																																																										
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5																																																									
							平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下																																																									
													目地段差	± 2																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 35%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。                 </td> </tr> </tbody> </table>										測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																																
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																																																
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																																																

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工 II - 47 (48)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	—
						平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下
					目地段差	± 2		
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下
						目地段差	± 2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。</p>	<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>	<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 7節 地盤改良工 路床安定処理工 II - 49 (50)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	±50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	±50
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 7節 地盤改良工 路床安定処理工 II - 49 (50)

(新) 令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    3章 一般施工    7節 地盤改良工    表層安定処理工    II - 50 (51)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
							法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300	
						天端延長 $L$	-500	
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $l$	-500	
						天 端 幅 $w$	-300	
						天端延長 $L$	-500	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <hr/> <p>w.(L)は施工延長 40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <hr/> <p>「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 Lを確認(実測は不要)</p>		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 7節 地盤改良工 表層安定処理工 II - 50 (51)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  w.(L)は施工延長 40mにつき1ヶ所、 80m以下のものは1施工箇所につき3 ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工(中 層混合処理)編」に記載の全体改良平面 図を用いて天端幅 w、天端延長 Lを確認 (実測は不要)		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 7節 地盤改良工 固結工 II - 53 (54)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 $\nabla$	0以上
					「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案))」による管理の場合	位 置	D/8以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
1 共 通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上
					施 工 厚 さ t	設計値以上	
					幅 w	設計値以上	
					延 長 L	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は 施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		

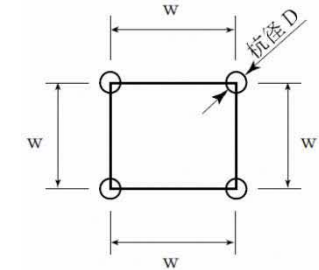
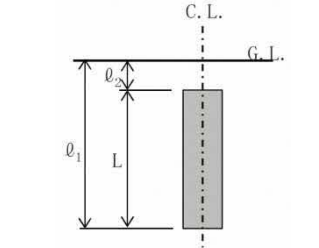
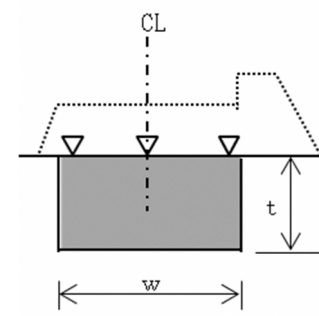
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 7節 地盤改良工 固結工 II - 53 (54)

（新）令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 $\nabla$	0以上
					「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案))」による管理の場合	位 置	D/8以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上
					施 工 厚 さ t	設計値以上	
					幅 w	設計値以上	
					延 長 L	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    4章 土工    3節 河川・海岸・砂防土工    掘削工    II - 56 (57)								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽	±50		
						法長ℓ	ℓ < 5m ℓ ≥ 5m	-200 法長-4%	
						延 長	設計値以上		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平均値		個々の計測値	
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>	ℓ	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3節 河川・海岸・砂防土工 掘削工 II - 56 (57)

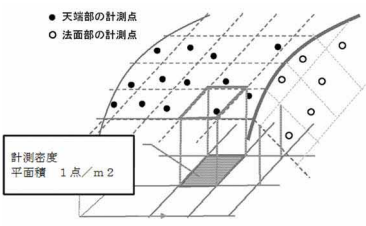
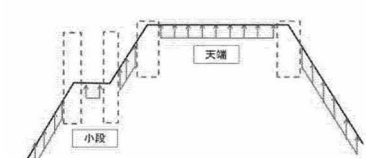
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工（切土工）	基 準 高 ▽	±50		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
						延 長	設計値以上		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 （小段 含む）	水平または 標高較差	±70	±160

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>	ℓ	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編    4章 土工    3節 河川・海岸・砂防土工    盛土工    II - 57 (58)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 $\nabla$	-50			
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$		-100	
							$l \geq 5\text{ m}$		法長-2%	
						幅 $w_1, w_2$			-100	
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均值	個々の 計測値	
						天端	標高較差	-50	-150	
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170	
						法面 4割 $\geq$ 勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170	
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの。				
							測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は各法肩で測定。							$w_1$  $w_2$			
1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。										
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。										
3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。										
4. 法肩、法尻から水平方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。										
5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。										

(旧) 令和2年10月版

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)  
令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3節 河川・海岸・砂防土工 盛土工 II - 57 (58)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 $\nabla$	-50		
						法長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-100	
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%	
						幅 $w_1, w_2$	-100		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	個々の計測値
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割 $\geq$ 勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの。			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として<math>\pm 50 \text{ mm}</math>が含まれている。</p> <p>3. 計測は平法面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に<math>\pm 5 \text{ cm}</math>以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

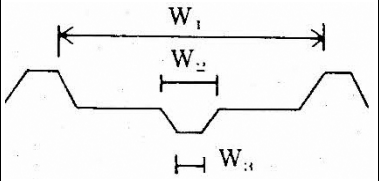
## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第1編 共通編    4章 土工    3節 河川・海岸・砂防土工    築堤    II - 58 (59)						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	3	築 堤	堤 間 $w_1$	-200
						低水路幅 $w_2, w_3$	-100
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法)(多数アンカ ー式補強土工法)(ジオ テキスタイルを用いた 補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50
						厚 さ $t$	-50
						控 え 長 さ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	$t$	



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

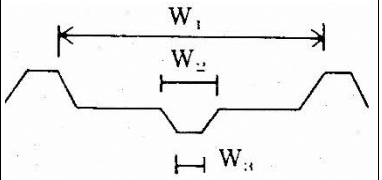
## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第1編 共通編    4章 土工    3節 河川・海岸・砂防土工    築堤    II - 58 (59)						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	3	築 堤	堤 間 $w_1$	-200
						低水路幅 $w_2, w_3$	-100
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50
						厚 さ $t$	-50
						控 え 長 さ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p style="color: red; font-size: small;">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p style="font-size: x-small;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>	<p style="font-size: x-small;"><math>t</math></p>	

■適用すべき諸基準の追加



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 4節 道路土工 掘削工 II - 60 (61)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工（切土工）	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
						幅 w	-100		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±50	±160
						法面 （軟岩Ⅰ （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330

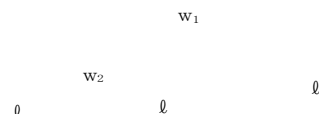
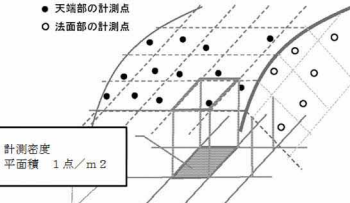
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

	第1編 共通編    4章 土工    4節 道路土工    盛土工 路床仕上げ工    II - 61 (62)																				
(旧) 令和 2年 10月 版	1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基準高 ▽</td> <td style="text-align: center;">±50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法 長 ℓ</td> <td style="text-align: center;">ℓ &lt; 5 m</td> <td style="text-align: center;">-100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ℓ ≥ 5 m</td> <td style="text-align: center;">法長-2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td style="text-align: center;">-100</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目		規格値	基準高 ▽		±50	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100	ℓ ≥ 5 m	法長-2%	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-100
	測定項目		規格値																		
基準高 ▽		±50																			
法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100																			
	ℓ ≥ 5 m	法長-2%																			
幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-100																			
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>規格値</th> <th>個々の計測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">天端</td> <td style="text-align: center;">標高較差</td> <td style="text-align: center;">±50</td> <td style="text-align: center;">±150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法面 (小段含む)</td> <td style="text-align: center;">標高較差</td> <td style="text-align: center;">±80</td> <td style="text-align: center;">±190</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目		規格値	個々の計測値	天端	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
測定項目		規格値	個々の計測値																		
天端	標高較差	±50	±150																		
法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190																		

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測定間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に ±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 4節 道路土工 盛土工 路床仕上げ工 II - 61 (62)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値											
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	基 準 高 ▽	±50											
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100										
							ℓ ≥ 5 m	法長-2%										
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100											
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高較差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> </table>			平均値	個々の計測値	天端	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190
		平均値	個々の計測値															
天端	標高較差	±50	±150															
法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190															

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

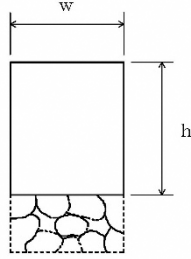
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3節 護岸工 護岸付属物工 II - 63 (64)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50
						法 長 $l$	-200
						延 長 $L$	-200
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	±50
						法 長 $l$	-100
						厚 さ $t$	-50
						延 長 $L$	-200
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	10		笠コンクリート工		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14		護岸付属物工	幅 $w$	-30
						高 さ $h$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	$l$	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	$l$ $t$	
1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。		
各格子間の中央部1箇所を測定。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

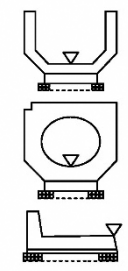
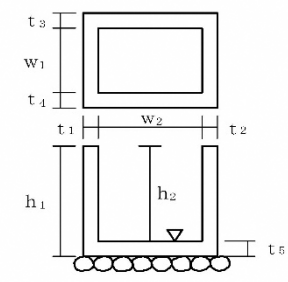
第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3節 護岸工 護岸附属物工 II - 63 (64)																																																																	
(新) 令和3年 10月版	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>工 種</th> <th>測 定 項 目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 河川 編</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1 築堤・ 護岸</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3 護岸 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">9</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="4">多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)</td> <td>基 準 高 <math>\nabla</math></td> <td style="text-align: center;">-50</td> </tr> <tr> <td>法 長 <math>l</math></td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> <tr> <td>延 長 <math>L</math></td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 河川 編</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1 築堤・ 護岸</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3 護岸 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">9</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="4">多自然型護岸工 (かごマット)</td> <td>基 準 高 <math>\nabla</math></td> <td style="text-align: center;">±50</td> </tr> <tr> <td>法 長 <math>l</math></td> <td style="text-align: center;">-100</td> </tr> <tr> <td>厚 さ <math>t</math></td> <td style="text-align: center;">-50</td> </tr> <tr> <td>延 長 <math>L</math></td> <td style="text-align: center;">-200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2 河川 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 築堤・ 護岸</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 護岸 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10</td> <td rowspan="2"> </td> <td rowspan="2">笠コンクリート工</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2 河川 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 築堤・ 護岸</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 護岸 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">14</td> <td rowspan="3"> </td> <td rowspan="3">護岸附属物工</td> <td>幅 <math>w</math></td> <td style="text-align: center;">-30</td> </tr> <tr> <td>高 さ <math>h</math></td> <td style="text-align: center;">-30</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50	法 長 $l$	-200	延 長 $L$	-200			2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	±50	法 長 $l$	-100	厚 さ $t$	-50	延 長 $L$	-200	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	10		笠コンクリート工					2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14		護岸附属物工	幅 $w$	-30	高 さ $h$	-30		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																									
	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50																																																									
							法 長 $l$	-200																																																									
							延 長 $L$	-200																																																									
	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	±50																																																									
							法 長 $l$	-100																																																									
							厚 さ $t$	-50																																																									
							延 長 $L$	-200																																																									
	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	10		笠コンクリート工																																																											
	2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14		護岸附属物工	幅 $w$	-30																																																									
							高 さ $h$	-30																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測 定 基 準</th> <th>測 定 箇 所</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                 </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>                     施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                 </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>                     1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。                 </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>                     各格子間の中央部1箇所を測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。                 </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>								測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。			各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。																																												
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																															
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																																																																	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																																																																	
1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。																																																																	
各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。																																																																	
<b>■適用すべき諸基準の追加</b>																																																																	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 8節 附帯道路工 側溝工 II - 67 (68)									
(旧) 令和2年 10月 版	編 章		節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
	2	1	8	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	
							延 長 L	-200	
	2	1	8	8		集水樹工	基 準 高 ▽	±30	
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
							※幅 $w_1, w_2$	-30	
							※高さ $h_1, h_2$	-30	
	2	2	2	2		浚渫船運転工	電 気 船	200ps	-800~+200
							電 気 船	500ps	-1000~+200
							電 気 船	1000ps	-1200~+200
							デ イ ー ゼ ル 船	250ps	-800~+200
							デ イ ー ゼ ル 船	420ps 600ps	-1000~+200
						デ イ ー ゼ ル 船	1350ps	-1200~+200	
						幅	-200		
						延 長	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所/1施工箇所</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1箇所毎</p> <p>※は、現場打部分のある場合</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。</p> <p>横断方向は、5m毎。</p> <p>また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。</p> <p>ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

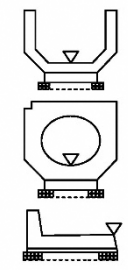
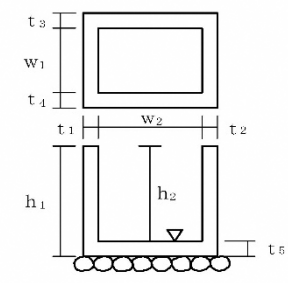


# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版	第2編 河川編 1章 築堤・護岸 8節 附帯道路工 側溝工 II - 67 (68)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	2	1	8	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30
						延長L	-200	
2	1	8	8		集水樹工	基準高▽	±30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 $w_1, w_2$	-30	
						※高さ $h_1, h_2$	-30	
2	2	2	2		浚渫船運転工	基準高▽	電気船 200ps	-800～+200
							500ps	-1000～+200
							1000ps	-1200～+200
							ディーゼル船 250ps	-800～+200
							420ps 600ps	-1000～+200
							1350ps	-1200～+200
							幅	-200
						延長	-200	

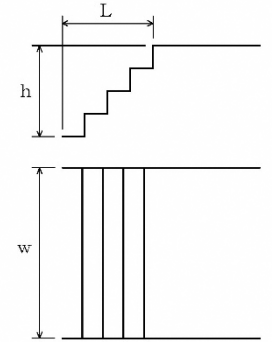
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所／1施工箇所</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1箇所毎</p> <p>※は、現場打部分のある場合</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。</p> <p>横断方向は、5m毎。</p> <p>また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。</p> <p>ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和2年 10月版	第2編 河川編    3章 樋門・樋管    5節 水路工    暗渠工    II - 70 (71)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	2 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 水路 工	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
							幅 $w_1, w_2$	$-50$
							深 さ $h$	$-30$
							延 長 $L$	$-200$
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 $w$	$-30$	
						高 さ $h$	$-30$	
						長 さ $L$	$-30$	
						段 数	$\pm 0$ 段	
2 河川 編	4 水門	3 水門 工	3		水門	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	
						厚 さ $t$	$-20$	
						幅 $w$	$-30$	
						高 さ $h$	$\pm 30$	
						延 長 $L$	$-50$	
2 河川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	
			9			厚 さ $t$	$-20$	
			10			幅 $w$	$-30$	
			11			高 さ $h$	$\pm 30$	
			12			延 長 $L$	$-50$	
			13					
14								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	$w_1$   $h$  $w_2$	
1ヶ所 / 1 施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 5節 水路工 暗渠工 II - 70 (71)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 水路 工	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	±30
						幅 $w_1, w_2$	-50
						深 さ $h$	-30
						延 長 $L$	-200
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 $w$	-30
						高 さ $h$	-30
						長 さ $L$	-30
						段 数	±0段
2 河川 編	4 水門	3 水門 工	3		水門	基 準 高 $\nabla$	±30
						厚 さ $t$	-20
						幅 $w$	-30
						高 さ $h$	±30
						延 長 $L$	-50
2 河川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	±30
						厚 さ $t$	-20
						幅 $w$	-30
						高 さ $h$	±30
						延 長 $L$	-50

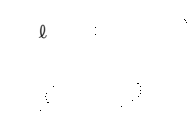
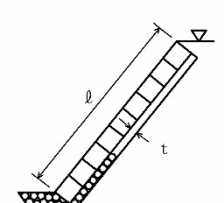
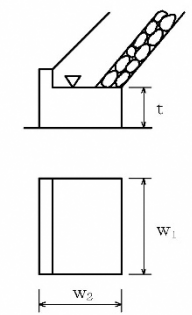
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	$w_1$  $h$  $w_2$	
1ヶ所/1施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4節 表法被覆工 海岸ブロック工 II - 78 (79)									
(旧) 令和2年 10月版	3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	3	捨石張り工	測定項目	規格値		
						基準高 $\nabla$	$\pm 50$		
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$	$-50$	
							$l \geq 3\text{ m}$	$-100$	
			延長 $L$	$-200$					
	3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	5	1	海岸ブロック工	測定項目	規格値	
							基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
							法長 $l$	$l < 5\text{ m}$	$-100$
								$l \geq 5\text{ m}$	$l \times (-2\%)$
									厚さ $t$
		延長 $L$	$-200$						
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	測定項目	規格値		
						基準高 $\nabla$	$\pm 50$		
								ブロック厚 $t$	$-20$
								ブロック縦幅 $w_1$	$-20$
								ブロック横幅 $w_2$	$-20$
		延長 $L$	$-200$						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		

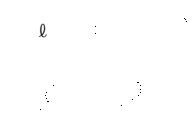
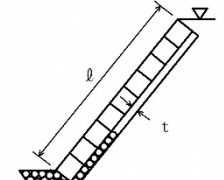
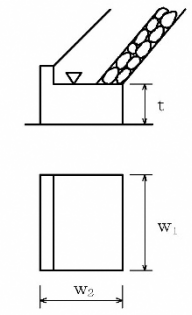
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4節 表法被覆工 海岸ブロック工 II - 78 (79)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	3		捨石張り工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	5	1	海岸ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$	-100
							$l \geq 5\text{ m}$	$l \times (-2\%)$
						厚 さ $t$	-50	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						ブロック厚 $t$	-20	
						ブロック縦幅 $w_1$	-20	
						ブロック横幅 $w_2$	-20	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4節 表法被覆工 コンクリート被覆工 II - 79 (80)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	6		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	7		場所打擁壁工			
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	5 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚 さ $t$	-10	
						基 礎 厚 $t'$	-45	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	5 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚 さ $t$	-9	
						基 礎 厚 $t'$	-45	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4節 表法被覆工 コンクリート被覆工 II - 79 (80)

(新) 令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	6		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	4 表 法 被 覆 工	7		場所打擁壁工			
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	5 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚 さ $t$	-10	
						基 礎 厚 $t'$	-45	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防 ・ 護岸	5 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚 さ $t$	-9	
						基 礎 厚 $t'$	-45	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		

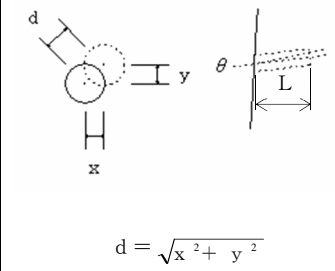
■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和 2年 10月 版	第5編 道路編    1章 道路改良    4節 法面工    アンカー工    PC法枠    II - 98 (99)								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
	5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
	5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)			
	5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	8 9		アンカー工 PC法枠工	削孔深さ	$L$	設計値以上	
						配置誤差	$d$	100	
						せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	10	1 2	かご工 (じゃかご) (ふとんかご)				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所にて測定。	
	1-3-3-15 工場塗装工 に準ずる。	
	1-3-3-6 吹付工 に準ずる。	
全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
	2-1-3-14 護岸付属物工 に準ずる。	

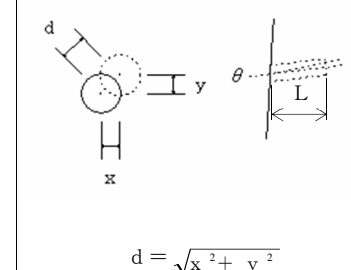


# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第5編 道路編 1章 道路改良 4節 法面工 アンカー工 PC法枠 II - 98 (99)								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
	5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
			1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)		
			1 道 路 改 良	4 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		
		1 道 路 改 良	4 法 面 工	8 9		アンカー工 PC法枠工	削孔深さ $L$	設計値以上	
				配置誤差 $d$		100			
				せん孔方向 $\theta$		$\pm 2.5$ 度			
		1 道 路 改 良	4 法 面 工	10	1 2	かご工 (じゃかご) (ふとんかご)			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所にて測定。	
	1-3-3-15 工場塗装工 に準ずる。	
	1-3-3-6 吹付工 に準ずる。	
全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
	2-1-3-14 護岸付属物工 に準ずる。	

■適用すべき諸基準の追加

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和2年 10月 版	第5編 道路編    1章 道路改良    5節 擁壁工    補強土壁工    II - 100 (101)								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	基 準 高 $\nabla$	±50		
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50	
							$h \geq 3\text{ m}$	-100	
						鉛 直 度 $\Delta$	±0.03 h かつ ±300 以内		
						控 え 長 さ	設計値以上		
						延 長 L	-200		
	5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	±50	
							法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50
								$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
							厚  さ $t_1, t_2, t_3$	-50	
延 長 $L_1, L_2$	-200								

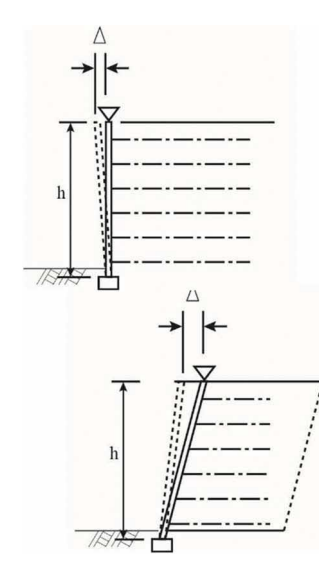
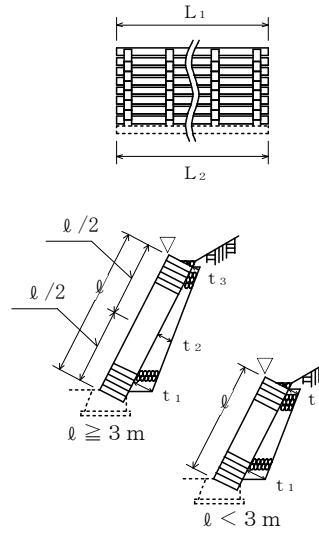
  

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和 3年 10月 版	第5編 道路編    1章 道路改良    5節 擁壁工    補強土壁工    II - 100 (101)							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	5	1	5	9		補強土壁工	基 準 高 $\nabla$ 高  さ $h$ $h < 3\text{ m}$ $h \geq 3\text{ m}$ 鉛 直 度 $\Delta$ 控 え 長 さ (補強材の設計長) 延 長 $L$	$\pm 50$ $-50$ $-100$ $\pm 0.03 h$ かつ $\pm 300$ 以内 設計値以上 $-200$
5	1	5	10		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$ 法 長 $l$ $l < 3\text{ m}$ $l \geq 3\text{ m}$ 厚  さ $t_1, t_2, t_3$ 延 長 $L_1, L_2$	$\pm 50$ $-50$ $-100$ $-50$ $-200$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		

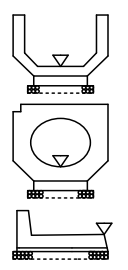
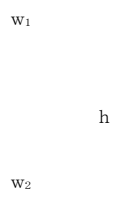
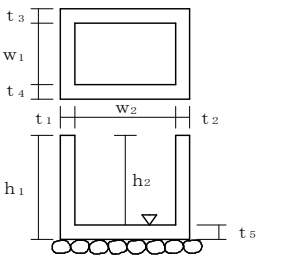
■表現の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編    1章 道路改良    7節 排水工    側溝工 地下排水工    II - 102 (103)								
(旧) 令和 2年 10月 版	5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	2	側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリーム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	測定項目	規格値	
						基準高 ▽	±30	
							延長 L	-200
	5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	3	地下排水工 (暗渠工)	測定項目	規格値	
						基準高 ▽	±30	
						幅 $w_1, w_2$	-50	
						深 さ h	-30	
							延長 L	-200
	5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	4	縦断管渠工	測定項目	規格値	
						基準高 ▽	±30	
							延長 L	-200
	5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	5	柵・マンホール工	測定項目	規格値	
						基準高 ▽	±30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 $w_1, w_2$	-30	
							※高さ $h_1, h_2$	-30

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第5編 道路編 1章 道路改良 7節 排水工 側溝工 地下排水工 II - 102 (103)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリーム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基 準 高 $\nabla$	±30
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	±30
						幅 $w_1, w_2$	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基 準 高 $\nabla$	±30
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基 準 高 $\nabla$	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和2年10月版

第5編 道路編 2章 舗装 6節 排水工 排水性舗装用路肩排水工 II - 107 (108)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	2	5	5		ブロック舗装工		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工		
5	2	5	7		排水性舗装工		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

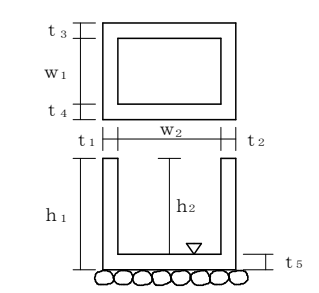
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和3年10月版

第5編 道路編 2章 舗装 6節 排水工 排水性舗装用路肩排水工 II - 107 (108)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	2	5	5		ブロック舗装工		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工		
5	2	5	7		排水性舗装工		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基準高 $\nabla$	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 $\nabla$	±30
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

■適用すべき諸基準の変更

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 令和2年10月版

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 8節 橋梁付属物工 伸縮装置工 II - 126 (127)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	
						表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3	
						表 面 の 凹 凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 $w_1$	± 2	
						歯咬み合い部の 横方向間隔 $w_2$	± 5	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部及び中央部 付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下		
高さについては車道端部、中央部に おいて橋軸方向に各3点計9点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の 計3点。		
高さについては車道端部及び中央部 付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 8節 橋梁付属物工 伸縮装置工 II - 126 (127)							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ	
						据 付 け 高 さ	± 3
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 $w_1$	± 2
						歯咬み合い部の 横方向間隔 $w_2$	± 5
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2						
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		

(新) 令和3年10月版

■適用すべき諸基準の変更

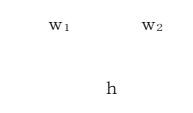
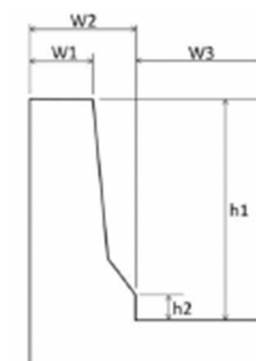
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 8節 橋梁付属物工 橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工 II - 127 (128)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	+20~-10
						地覆の高さ $h$	+20~-10
						有効幅員 $w_2$	+30~0
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 $w_1$	+10~-5
						幅 $w_2$	+20~-10
						高 さ $h_1$	+30~-20
						高 さ $h_1$	+20~-10
						有効幅員 $w_3$	+30~0

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		

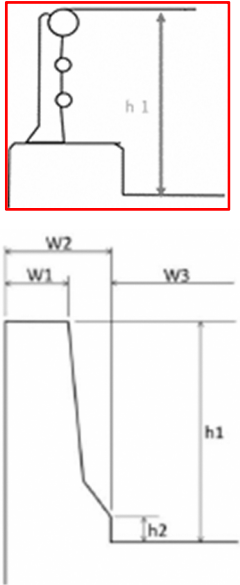
# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 8節 橋梁付属物工 橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工 II - 127 (128)

(新) 令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	+20~-10
						地覆の高さ $h$	+20~-10
						有効幅員 $w_2$	+30~0
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 $w_1$	+10~-5
						幅 $w_2$	+20~-10
						高 さ $h_1$	+30~-20
						高 さ $h_1$	+20~-10
						有効幅員 $w_3$	+30~0

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	$w_1$ $w_2$  $h$	
1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		

■図の追加

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 13章 道路修繕 4節 舗装修繕工 オーバーレイ工 II - 148 (148)

(旧) 令和2年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
5	13	4	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
						平 坦 性		3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 13章 道路修繕 4節 舗装修繕工 オーバーレイ工 II - 148 (148)

(新) 令和3年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
5	13	4	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
						平坦性		3mプロファイル メーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

■適用すべき諸基準の変更